

第1章 計画の基本的な考え方

1 中間見直しの趣旨

「東浦町の環境を守る基本計画」は平成23年4月に、「第5次東浦町総合計画」にあわせて、平成32年度までの10年間における本町の環境行政や、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を定める計画として策定しました。

計画の策定から5年を経過し、本町では施策を着実に実施するとともに、環境に関する住民の活動も積極的に行われてきていました。一方で、本町を取り巻く状況、環境に関する社会経済動向はこの5年間で変化してきています。

東日本大震災をはじめとして、火山の噴火、大雨に伴う水害や土砂災害などの大きな災害が頻発するとともに、震災・原発事故に伴う放射能汚染、人口減少等に伴う空き家問題など新しい課題も発生しています。一方で、燃料電池自動車の発売など、環境負荷の低減に貢献する技術は着実に進歩しており、私たちの生活の中にも普及し始めています。

このため、中間年度である平成27年度において、東浦町におけるこれまでの取組を検証するとともに、社会の動向を踏まえた上で、後半の5年間の方向性を改めて検討し、「中間見直し版」として計画を修正することとしました。

めざす環境像や環境目標などの基本的な方向については変更していませんが、施策体系や目標値、実施する施策の内容の一部を変更しています。なお、中間見直し後の施策や取組についても、行政と住民や事業者のみなさんとの協働を重視したものとしています。

<現行計画の策定の趣旨>

従来の環境問題と言えば、事業所等による大気汚染や水質汚濁といった産業型の公害が中心でしたが、今日では、生産-消費-廃棄等の社会構造や私たちの生活が環境への負荷をもたらす、ごみ問題、生活排水による河川の汚れといった身近な問題から、二酸化炭素やフロンガスによる地球温暖化、自然の減少による生物多様性の損失等、地球規模の問題にまで広がっています。

本町においても、産業廃棄物の不法投棄、ごみ処理や犬のふん害等、住民生活に深く関わる環境問題への住民の関心が高くなっています。

また、地域の美化や清掃、里山保全、河川の保全等、環境に関する住民の活動も盛んになっています。

本町では、平成12年3月に「東浦町の環境を守る基本計画」を策定し、環境行政を展開してきました。しかし、策定から11年を経過し、本町の住民意識や産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあること、平成23年4月から「第5次東浦町総合計画」がスタートすることから、これらを踏まえて「東浦町の環境を守る基本計画」を改定し、今後10年間における本町の環境行政や、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を決めました。

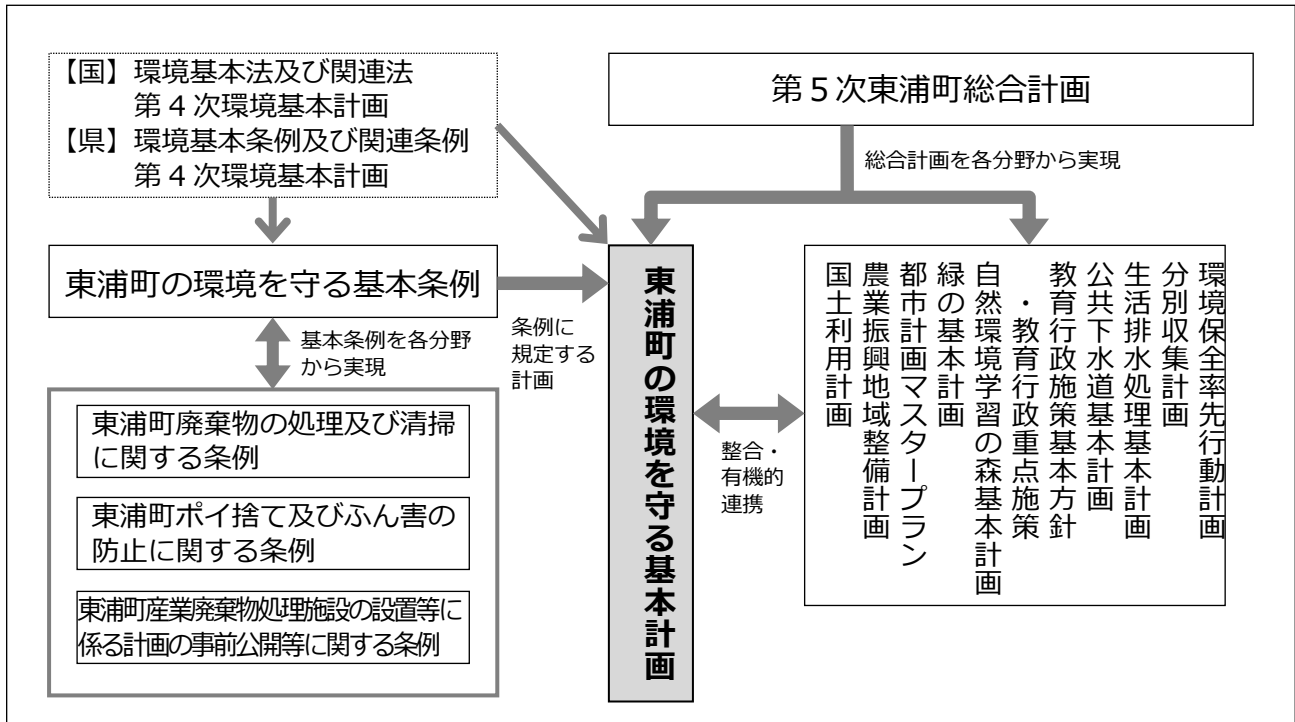
なお、改定の際には、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の国や県における環境施策の動向、本町の関連計画の方向性を踏まえて、内容の見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、第5次東浦町総合計画を上位計画とし、その方向性に基づき策定しています。また、国や県の施策、本町の関連計画との整合・連携を図りながら策定しています。

なお、本計画は、東浦町の環境を守る基本条例に規定されている「環境の保全等に関する基本的な計画（環境基本計画）」として策定しています。

■ 東浦町の環境を守る基本計画の位置づけ



本計画の役割は、下記のとおりです。

<条例に基づく計画>

東浦町の環境を守る基本条例に具体性を与える。

<住民・事業者・行政の共通目標と行動方針が持てる計画>

住民・事業者・行政のそれぞれの行動と連携のために、共通目標を立て、目標実現のための施策を体系的に整理する。

<住民・事業者へ環境配慮を促す計画>

住民・事業者の環境に配慮した暮らし方や事業活動の指針とする。

<行政施策の環境配慮を推進する計画>

すべての行政施策について環境配慮がなされるように位置づける。

<対外的にアピールする計画>

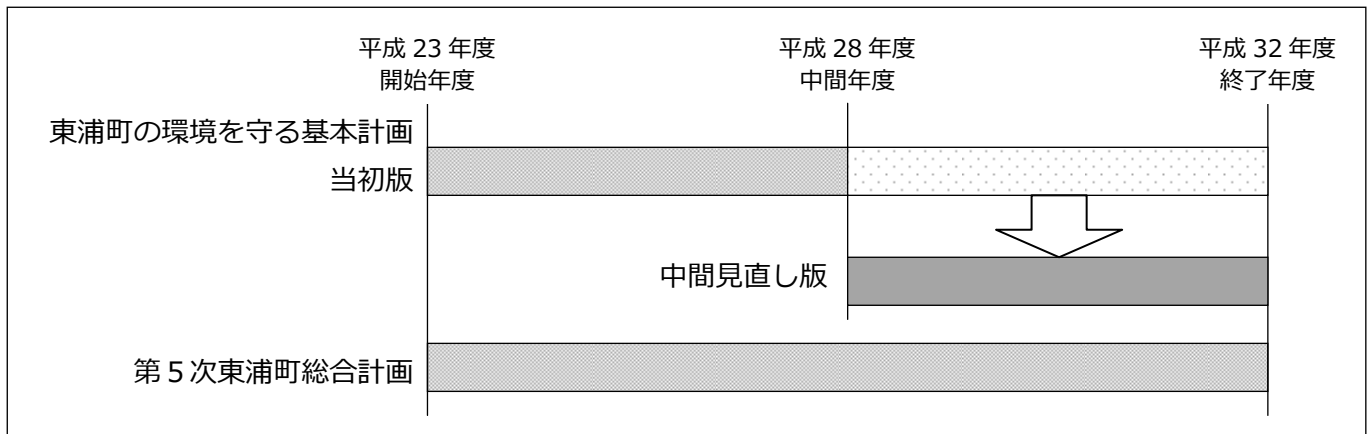
環境施策を関係者にアピールし、協働による取組を推進する。

3 計画の期間

東浦町の環境を守る基本計画当初版は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。

■ 計画の期間



4 計画の対象範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、下記のとおり「生存・生活環境」「自然環境」「都市・快適環境」「広域・地球環境」として、施策を定めます。

1 生存・生活環境

人の健康や生命・生活に関わる環境

2 自然環境

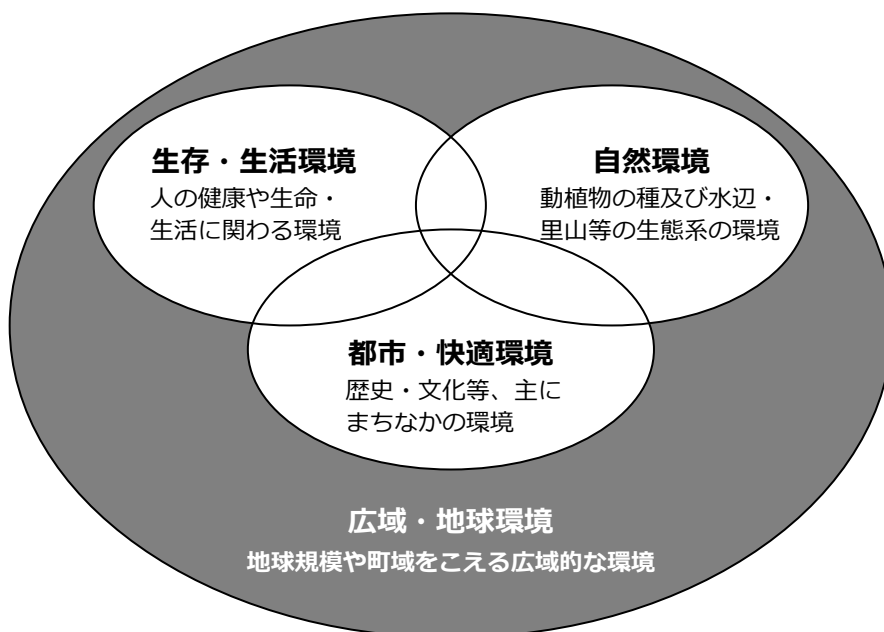
動植物の種及び水辺・里山等の生態系の環境

3 都市・快適環境

歴史・文化等、主にまちなかの環境

4 広域・地球環境

地球規模や町域をこえる広域的な環境



5 計画の構成

本計画の構成は下記のとおりです。

